

神戸市立図書館座席管理システム再構築に関する情報提供招請（RFI）実施要領

神戸市文化スポーツ局中央図書館総務課

1. 背景と目的

近年、図書館に求められる機能として、市民のライフステージに応じたさまざまな課題の解決や、社会人の学び直しなどがあるが、この機能実現のためには豊富な資料の提供と同時に、落ち着いて読書や学習ができる環境を提供することが一層重要になってきている。図書館での自習可能な座席の提供については、限られた座席をできるだけ公平に効率よく利用していただけるよう、システムによる座席管理（以下、「座席管理システム」という）が必要である。

神戸市（以下、「本市」という。）では、令和2年度の名谷図書館開館時より館内端末による座席予約・管理システムを導入した。以降順次導入館を拡大（現導入館：中央、東灘、北神、名谷、垂水、西の各図書館）するとともに、Webからの未来日予約機能（以下「Web座席予約」とする。）も搭載、席の時間延長を可能とするなど順次機能追加を行ってきた。開館前に席取りのために並ぶ必要がない利便性や、一人当たりの予約数を制御する代わりに誰もが予約をすれば確実に座席が使えるという平等性は利用者にも好評である。

現システムは多くの自治体で運用実績があるクラウドシステムである。不特定多数の人が様々な席種から好みに応じた席を予約でき、それを一定のルールのもと平等に提供する公共図書館の座席性質にマッチする様々な機能を有している。現在実現できている機能要件を落とすことはサービス低下につながるため維持するものとし、他事業者による別システムを用いた場合に同等機能の実現が可能か、可能な場合その費用について、広く情報提供を求める。

なお、現システムの契約期間は令和9年12月末までであるため、次期システムの稼働は令和10年1月となる。

2. 情報提供招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

(1)提示資料名称	概要
神戸市立図書館座席管理システム改修・運	座席管理システムの改修・運用業務に係る

用保守業務委託仕様書	仕様書
座席管理各館比較要件表	現在および将来導入予定館の座席数、利用時間等の運用要件をまとめた表
回答様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式1見積書 ・ 様式2機能要件一覧 ・ 様式3類似業務実績一覧表 ・ 様式4質問票

3. 実施期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月26日（日）まで

4. 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。参加表明いただいた方に対して、資料一式を電子メールにて配布します。なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡を行ってください。

受付期間：令和8年7月22日（水）まで

通知方法：参加の旨と連絡担当者を記載した電子メールを送付

送付先メールアドレス：seat_reservation@city.kobe.lg.jp

表題：【神戸市立図書館座席管理システム再構築RFI】参加表明（参加者名）

その他：メール送付後、到着確認の連絡（078-371-3301）を行ってください。

期限内の連絡を希望しますが、期間の短い中での依頼となりますので、期限後の連絡も受付します。

5. 招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールでのご提出をお願いします。本招請で提示している提出様式は今後分析等に活用するため、PDF等への変換を行わないでください。なお、様式以外で提出いただく資料については、PDF等編集のできないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を送付ください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

提出期限：令和8年7月26日（日）まで

提出先メールアドレス：seat_reservation@city.kobe.lg.jp

表題：【神戸市立図書館座席管理システム再構築RFI】招請資料の提出（参加者名）

その他：メール送付後、到着確認の連絡（078-371-3301）を行ってください
期限内の提出を希望しますが、期間の短い中での依頼となりますので、期限後の提出も受付
します。期限内の提出が困難な場合は、あらかじめご連絡ください。

6. その他

- ・ 実施期間が短いため、質問期間を設けておりません。随時、ご質問ください。
- ・ 参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- ・ 「様式1見積書」に記載する見積額については、定価ではなく実勢価格でのご提案をお願いします。
- ・ 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ・ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ・ 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第10条(2)イに該当するもの（公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者が無断で第三者に開示することはありません。但し、本市が契約により守秘義務を課しているコンサルタントに開示することがあります。
- ・ 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。